

令和8年度愛知県市民後見人等養成研修委託業務 仕様書

1 目的・趣旨

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画では、都道府県は、全ての圏域で市民後見人が育成されるよう、市町村における市民後見人の育成状況を踏まえ、市民後見人養成研修を実施することが期待されるとしている。

そのため、本県においても、県内の実情を鑑み、人口規模が小さく社会資源が乏しいこと等により単独で市民後見人の養成を行うことが難しい市町村を補完するとともに、家庭裁判所から選任を受ける成年後見人等である狭義の「市民後見人」のみならず、市民の立場で地域の権利擁護に関わる様々な人たちの養成の場としての機会を提供するため、本研修を実施する。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

3 委託内容

(1) 市民後見人等養成研修の企画及び運営

ア 対象者

事前に本研修の受講申込を行った者（以下「受講者」という。）。

なお、受講者の募集及び申込みのとりまとめは県が行う。

イ 実施方法

原則として、事前に講義等を収録した動画（以下「講義動画」という。）を作成し、受講者に限り視聴することができるオンデマンド配信とすること。ただし、下記エ（ア）に掲げる実践研修のうち「課題演習（グループワーク）」の実施にあたっては、ウェブ会議システムによるオンライン実施または会場集合型のいずれかとする。

ウ 受講料

無料とすること。（研修の受講に係る通信費用は受講者側の負担とする。）

エ 内容

（ア）本研修は「基礎研修」と「実践研修」を行うものとし、それぞれ取り扱う科目は以下のとおりとすること。

| 分類 | 科目名 |
|------|---|
| 基礎研修 | 市民後見概論 |
| | 意思決定支援 |
| | 対象者理解 (高齢者の理解、認知症の理解、障害者の理解) |
| | 成年後見制度概論 |
| | 成年後見制度各論Ⅰ（法定後見制度） |
| | 成年後見制度各論Ⅱ（任意後見制度） |
| | 権利擁護支援と市町村責任 |
| | 民法の基礎 |
| | 関係制度・法律（Ⅰ） (介護保険制度、高齢者施策／高齢者虐待防止法、障害者施策／障害者虐待防止法、障害者権利条約・障害者差別解消法) |

| | |
|------|---|
| | 関係制度・法律（Ⅱ） （生活保護制度・生活困窮者自立支援制度、健康保険制度、年金制度、税制申告制度、消費者保護） |
| | 市民後見活動の実際 （中核機関等の実務と市民後見活動に対するサポート体制、現役市民後見人による実践報告） |
| 実践研修 | 対人援助の基礎 |
| | 映像による後見活動等に関する学習 （市民後見人の活動や施設の様子を収録した映像教材等による学習） |
| | 家庭裁判所の実際 |
| | 成年後見の実務 |
| | 課題演習（グループワーク） |
| | レポート作成 |

(イ) 各科目の単位数、時間、学習目的・内容及び想定される講師については、特定非営利活動法人地域共生政策自治体連携機構が令和5年3月にとりまとめた「市民後見人養成研修カリキュラム及び市民後見人の活躍促進に関する調査研究事業報告書」20～35頁に掲げる「カリキュラム科目の要点」に記載されている内容を参考とし、受託者から提出された企画提案書の内容を基に、県と協議の上決定する。

(ウ) 基礎研修は、令和8年9月から12月までの間、実践研修は令和8年12月から令和9年1月までの間とする。

(エ) 基礎研修及び実践研修それぞれについて、講義動画配信時に受講者向けのオリエンテーションをオンライン配信で実施すること。

(オ) 上記(エ)のオリエンテーションは、受託者において進行の上、研修の概要や受講方法、スケジュールについて説明すること。

(カ) 上記(エ)のオリエンテーションは録画の上、後日アーカイブ配信により受講者が視聴できるようにすること。

オ 講師の選定及び対応

「市民後見人養成研修カリキュラム及び市民後見人の活躍促進に関する調査研究事業報告書」20～35頁に掲げる「カリキュラム科目の要点」に記載されている「想定される講師」欄の内容を参考とし、すべての科目について適切に講師を選定・手配すること。なお、講師の選定にあたっては、できる限り県内に活動拠点を置く人材を活用するよう配慮することとし、科目ごとの講師案を作成した段階で、事前に県と協議すること。

カ 収録会場の運営

講義動画の収録に必要な物品や機材等を全て準備し、収録で使用する会場の設営（各種資材・機材、映像・音響設備等）及びその撤去を行うこと。

キ 動画配信用 URL の配付

講義動画の配信するための URL については県から市町村経由で受講者に提供することから、受託者は配信を開始する1週間前までには県に送付すること。

ク 研修用テキストの作成及び配付

(ア) 研修の受講に必要なテキストその他必要な資料等を電子データで作成し、受講者がウェブサイト上で各自ダウンロードして受領できるようにすること。なお、テキストの内容は講義動画の内容と関連するものとし、必要に応じて各科目の講

師に作成を依頼してとりまとめる等、適切な内容となるようにすること。

(イ) テキストをダウンロードするためのウェブサイトの URL については、上記クによる動画配信用 URL の送付と同時に県に送付すること。

ケ 効果測定の実施

(ア) 受講者が講義動画を最初から最後まですべて視聴したか確認することを目的に、各科目において効果測定を実施するために必要な効果測定用の設問、回答及び解説を作成し、県に提出すること。

(イ) 設問はすべての科目で作成するものとする。また、設問数は各科目につき2～3問程度とし、講義動画の内容から出題すること。

(ウ) 設問の形式は正誤式、多肢選択法又は択一式とし、多肢選択法又は択一式とする場合、選択肢は4～5つ程度とすること。ただし、科目の性質上これによりがたい場合は、県と協議の上、別の方法に替えることができるものとする。

(エ) 設問は上記クによる動画配信用 URL の送付と同時に県に送付すること。

(オ) 受講者に対する効果測定の実施（受講者からの回答受付及び採点）は県が行う。

コ 動画視聴状況の確認

受託者は、研修修了後すみやかに各受講者の講義動画視聴状況を確認し、受講者台帳に受講者ごとに記録の上、県に提出すること。

(2) 市町村向けガイダンスの企画及び開催

ア 対象者

県内全市町村の担当職員。なお、対象者への周知及び出席確認は県が行う。

イ 実施方法

ウェブ会議システムによるオンライン配信

ウ 参加料

無料とすること。（配信の視聴等に係る通信費用は出席者側の負担とする。）

エ 内容

以下に掲げる内容をすべて満たすものとする。なお、ガイダンスの所要時間は1時間程度とすること。

(ア) 市民後見人の養成及び育成に係る県担当者による説明

(イ) 本研修のカリキュラムの概要に関する説明

(ウ) 本研修の受講者が、研修修了後に各地域で活躍できるようにするための環境整備に向けた講義又は事例紹介

(エ) 出席者からの質疑応答

オ 司会者及び講師の選定

(ア) 当日の司会進行は受託者において行うこと。

(イ) 上記エ（イ）については研修カリキュラムを作成する受託者が講師として説明すること。また、上記エ（ウ）については、県内で先行して市民後見人の養成を実施している自治体職員又は中核機関等関係者を講師とすること。

カ 開催時期

令和8年6月上旬とすること。

キ 配信用 URL の配付

オンライン配信するための URL については県から出席者に提供することから、受託者は配信を開始する1週間前までには県に送付すること。

ク ガイダンス用資料の作成及び配付

(ア) ガイダンスを実施するにあたり、必要に応じて資料等を電子データで作成し、出席者が電子メールによる受領またはウェブサイト上で各自ダウンロードして受領できるようにすること。なお、資料の作成にあたっては各科目の講師に作成を依頼してとりまとめる等、適切な内容となるようにすること。

(イ) 資料の電子データまたはダウンロードするためのウェブサイトの URL については、上記キによる動画配信用 URL の送付と同時に県に送付すること。

(3) その他

上記の事業の円滑な実施に資すると認められる取組については、県と協議の上、委託契約金額の範囲内で実施できるものとする。

4 業務実施体制

3に掲げる業務が適切に実施されるよう責任者及び担当者を配置し、県の担当者との連絡調整を適切に行う体制を確保すること。

5 各種費用の支払い

会場使用料（会場装飾費や機材レンタル料を含む）、講師謝金、資料の作成費など、本業務を実施する上で発生する全ての費用を負担し、適切に支払いを行うこと。

6 事業報告

事業実施結果について、令和9年3月19日（金）までに県に報告すること。

7 その他

提出された企画提案書を基本として本仕様書により業務を行うが、本仕様書に定めのない事項その他県との調整が必要な事項については、その都度、県と協議の上、決定すること。